

部長、次長、課長各位

東村山市副市長 野 崎 満

令和5年度経営方針への対応(依命通達)

部長、次長、課長においては、現下の市行財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、令和5年度経営方針に示された事項について、下記により、その対応に万全を期すとともに、令和5年度予算や事務の執行のみならず、令和6年度に向けた予算編成等にも確実に反映させていくこと。

この旨、命によって通達する。

記

1. たのしむらやま生活の充実を図る

【感染拡大防止、経済支援、経済対策】

令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の法制上の位置づけが、2類から5類に移行されることについて必要な対策を適切に講じること。また、市が企画する事業やイベントについては、市内外の感染拡大の状況、社会状況の変化を注視し、デジタル化やオンライン化などを活用し、感染拡大防止の工夫を図りつつ、コロナ禍以前の活動再開に向けて事業実施形態に創意工夫を図ること。

感染拡大防止、経済支援、経済対策等に係る具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画として位置付けていることから、計画の変更や補正予算等の取り扱いについては遺漏なく対応すること。

【職員の勤務体制、職場環境】

これまで積極的に進めてきたデジタルワークプレイス、什器の整理や入替による執務環境の整備の成果を最大限に活用した在宅勤務、分散勤務などにより、市民や職員の感染リスクの低減を図るとともに、市民サービスの利便性向上、業務の効率化など、働き方改革の一層の推進にも努めること。

2. 総合計画・行政改革を推進する

【実施計画事業の推進と見直し】

東村山市第5次総合計画令和5年度版実施計画を踏まえ、前期基本計画の中間地点とし

て計画遂行に向けた着実な事業推進を図ること。

特に、連続立体交差事業、中心核や駅前広場の整備、子ども子育てデジタルワンストップサービス事業やデジタル地域通貨事業の推進、脱炭素への取組など、ハード整備とソフト施策の連携や相乗効果について検討すること。

また、市民の健康や命、日常生活を脅かす喫緊の課題へ機動的に対応するとともに、長期的展望を持って将来のために必要な課題の把握に努め、新規施策の企画立案、事業規模の拡大や縮小、継続や廃止について精査した上でローリングを実施し、翌年度以降の施策に反映すること。

【公民連携の推進】

公民連携の推進にあたっては、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」にある「三方良し」の考え方を常に念頭に置き、現下の地域課題、行政課題に対する解決策等に関する申出が民間事業者からあった際には、そのアイデアやノウハウ等の提案を聞く場面を積極的に用意すること。

【行財政改革全般】

市民の利便性、職員の生産性の向上に向けて、東村山市第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムの最終年度として滞らせることなく確実に実施するとともに、第1次実行プログラムの評価・検証を踏まえ令和6年度から始まる第2次実行プログラムに繋げること。

また、コロナの影響により取り組みが停滞しているプログラムについても、令和5年度に確実に着手するとともに、第1次実行プログラムの3年間(令和3年から令和5年)の状況の変化をとらえ、取り組みの方向性について検討し、今後の計画に反映すること。

短期的な効果発現につながる業務のデジタル化に関する取り組みについて、導入計画を立案する際は、予算要求前までに、基幹系システムの標準化や、ワンストップサービス構築時に導入するデータ連携基盤との連動をはかるなど、全体最適及び中期的な視点をもって各部連携し検討を行うこともまた、現在の業務フローに着眼し、機能していないプロセスや、手戻りの多いプロセス等を把握し、庁内共通業務のデジタル化を含め、デジタル技術の導入が可能なプロセスの有無やその効果を整理し、職員の生産性向上及び市民の利便性向上につながる取り組みとすること。

その他、庁内共通業務である主要な施策の成果の概要、事務報告書や、その他統計資料等、これら刊行物発行所管においても、従来の作成方法を見直し、業務のデジタル化への転換を図るために、行政内部評価を実施するタイミングを捉え、確実に実施できるよう引き続き検討すること。

これらの取り組みの総体が東村山市 DX 推進であり、その先にあるスマートシティ施策形成

への第一歩として、庁内全体で行財政の持続可能性、レジリエンスを高める取組につながるものであることを職員各自が業務改善を通して認識することとする。

【施設再生の推進】

公共施設再生計画に掲げる、学校を核とした公共施設の複合化などの実現に向け、令和5年度末を目途に公表を予定している公共施設再生アクションプランにおいては、すべての既存施設・機能が複合化の対象であることを意識し、既存施設で提供されるサービスの必要性や、より効率的な提供方法などについて、東村山市第5次行財政改革大綱における実行プログラムなども踏まえ検討すること。

また、公共施設再生アクションプランの公表に向けた全庁的な取り組みにおいては、各部・各課が主体的に、これまでの検討や検討に基づく施策の実施などの進捗状況を踏まえ、遺漏のないよう努めること。

【持続可能な行財政運営の確立】

中長期財政見通しの策定にあたっては、将来的な財政需要を的確に捕捉し、行財政運営の適切な判断に資する財政フレームを構築すること。また、中長期財政見通しを踏まえ、令和6年度からの第2次実行プログラムへ取組項目を反映し、着手できる項目は令和6年度に向けた予算編成に反映させること。

また、経営資源が限られる中、各分野の高度化・複雑化する業務に対応するため、人員体制の最適化と人材の確保・育成に取り組むこと。

3. わたしたちの SDGs を推進する

【多様な主体との連携の強化】

実施計画事業の推進にあたっては、前期基本計画の施策展開で示されているとおり、「持続可能性」や「包摂性」を十分に意識し、SDGs の視点を踏まえた多様な主体との連携、経済・社会・環境の諸課題の統合的な解決の視点を持って効果的に実施すること。

市政運営の重要事案、複数の所管が関与する事業等の連絡調整を密にし、計画的な企画立案、効果的かつ効率的な事業実施に資するよう、経営会議をはじめとする政策行動会議等を積極的に活用した情報共有を図ること。

時代や社会の変化に伴って顕在化しつつある、不登校やヤングケアラー、ひきこもりといった新たな行政課題や、子ども家庭庁の設置に伴う子ども政策の推進、多様化する重要課題への対応については、制度や分野ごとの境界での隙間を生まないよう、各部・各課が主体的に取り組むとともに、縦割りを超えた市民サービスのあり方やその提供手法などを速やかに検討・実施すること。

以上